

抗 議 決 議

日教組は、第57次教育研究全国集会を東京で開催することを確定し、07年3月、グランドプリンスホテル新高輪に会場使用を申し込み、利用承諾の回答を得て、契約が成立した。その後、両者で実務的な打合せをすすめてきたにもかかわらず、11月になって突然、右翼の街宣行動を理由にして、株式会社プリンスホテルが一方的に契約解除を通告してきた。

プリンスホテルに契約解除撤回を求めてきたが、聞き入れられず、やむを得ず東京地裁に「仮処分申立」を行った。1月30日、東京高裁は、日教組の会場使用を認め、プリンスホテルの抗告を棄却した。07年12月26日、08年1月16日に出された東京地裁の「日教組に会場使用させなければならない」との裁定に加え、三度にわたる司法の判断である。

日教組は、これらの司法判断を踏まえ、開催日ぎりぎりの段階まで、全体集会をグランドプリンスホテル新高輪にて開催するべく何度もプリンスホテルに申し入れてきた。しかし、プリンスホテルの会場使用拒否の姿勢は変わらず、ついに「全体集会」中止の決断をせざるを得なくなった。

日教組は、結成当時から教育の民主化と研究の自由を柱とする教育研究活動を重視し、1951年に第1次全国教研を栃木県の日光において開催し、昨年の第56次まで毎年継続して全国各地で開催してきた。

全体集会では、今日的な教育課題を共有するとともに、教育研究の目標を明らかにし、「開かれた教研」をめざしてきた。全体集会の内容を受けた分科会では、一人ひとりの教育実践に学びあい、交流をはかってきた。これらの教研集会は、教育研究の機会として社会的にも幅広く認知され、国内外から高い評価を受けている。

プリンスホテルの裁判所の決定を無視した今回の態度は、司法制度の根幹を揺るがす暴挙であり、法治国家においてあるまじきことである。また、集会・結社・表現の自由を保障した日本国憲法21条にも抵触し、教育研究活動の自由を妨げるものである。法令順守が各企業・団体に厳しく求められている今、プリンスホテルの不法行為は断じて容認できるものでない。断固抗議する。

以上、決議する。

2008年2月2日

日本教職員組合 第57次教育研究全国集会